

中・長期経営計画

「中期経営計画」

平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度）

「長期経営計画」

平成26年度（2014年度）～平成37年度（2025年度）

[運営方針]

輝きの会は、3つの大切を守ります

1. 人を大切にします。
2. 地域を大切にします。
3. 職員を大切にします。

社会福祉法人輝きの会

はじめに

本法人は、前法人の施設を引き継ぐ形で平成8年末に事実上設立され、平成9年4月1日に施設を開所した。それ以来、前理事長を先頭に県・市等のご助力をいただきながら職員一丸となって施設の立ち上げに邁進し、数次の制度改革を経ながらも今日の体制を築いてまいりました。これもひとえに、関係各位の協力の賜と感謝申し上げます。

さて、これまでの16年は、平成12年に制度スタートした介護保険制度が、施設整備を急ぐ政策的誘導がなされたため、当法人も比較的財政的には優勢な推移を経て現在に至っています。また、収入の柱の1本である障害者支援施設も利用率がほぼ100パーセントに近い状態で推移しており、今年度に入り利用率に少し影が差してきてはおるもの堅調であります。一方、もう一つの第一種福祉事業であるケアハウスについては、開設以来5室有る2人室の稼働率がはかばかしくなく、利用率が90%を切る状態が固定している。

第二種社会福祉事業も制度の改定はあったものの、地域に定着して確実な地歩を築いたものと評価している。さらに、公益事業である地域福祉センターの運営については、未だ運営費の補助を市に仰がなければならないながらも、その金額を減じて今日に至っている。

この間、平成12年6月に社会福祉基礎構造改革が実施され、その目的は目前に迫った超高齢社会に備えて、早いうちに国民の期待に応えられるだけの社会福祉の共通基盤づくりをすることにある。その基本は、個人が住み慣れた地域において、人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活ができるように支えることにある。そのため、個人に対して社会連帶の考え方方に立った総合的な支援が行えるよう、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などについて見直しが行われました。介護保険制度や障害者自立支援制度の成立も、この改革の一環です。この社会福祉基礎構造改革の主課題は次の3つである。

- ①社会福祉の量的拡大
- ②社会福祉の質の向上
- ③福祉援助を受ける立場の人の権利確保

このうち、①の社会福祉の量的拡大を図るために、生協や農協、社団法人（民間企業）も在宅福祉サービスへ参入できるようになったのです。さらに、NPOも様々な福祉サービスを手掛けられることになりました。

このことにより、今まででは制度上ほぼ独占的に守られていた社会福祉法人の権益が揺らぎ、「公的福祉の代行」・「措置の受け皿」等の言葉で表されたこれまでの社会福祉法人の存在意義が根底から再定義を余儀なくされたのです。

さらに、第二種社会福祉事業に参入した民間企業の多くは、社会福祉法人に対し、イコール・フッティングの要求を声高に訴え、法人税の課税を主張し、更に法人の内部留保問題視も声高に問題視されておる。

このような中で、地域に根差した、なくてはならない法人であり続けるために、また、「あって良かった」と地域の皆さんに心から思っていただける法人になるため、特に、団塊の世代が75歳に到達する2025年度をめざし中・長期経営計画を策定したものである。

平成26年 3月20日

社会福祉法人 輝きの会
理事長 峯田 武興

目 次

I	社会福祉法人をめぐる状況	1
II	輝きの会が歩んできた道	2
III	今、法人は何をすべきか	3
IV	具体的取組み 中期経営計画（平成26年度～平成30年度）	4
V	具体的取組み 長期経営計画（平成26年度～平成37年度）	11
VI	おわりに	13

| 社会福祉法人をめぐる状況

1 契約によるサービス主体としての社会福祉法人

社会福祉法人は、介護保険や障害福祉制度改革により、行政サービスである措置の受託客体から、契約によるサービス提供主体へ変容を遂げた。しかし、指定を受けて制度事業を行う限り、与えられたメニューの中から選んで事業を行う姿勢に変化はない。加えて、制度によって費用も保障されていることから、所謂社会福祉法人の慈善性は失われている。

また、契約制度への転換により、市場性が出てきたため、公共性も失われつつある。

2 民法法人（公益法人制度）・医療法人制度の見直し

一方、社会福祉法人に隣接する公益法人制度・医療法人制度が見直され、それぞれ平成19年・平成18年から施行された。これにより公益性や公益目的・特別の社会的必要性が公益法人・社会医療法人に求められることとなった。

3 さて、このような状況下、社会福祉法人の在り方について、政府の各種会議で様々な指摘、議論が相次いでおり、中には社会福祉制度の基本的な仕組みまでも大きく変えてしまうような意見も出されております。イコール・フッティングや規制緩和の主張、内部留保に対する財務当局の執拗な攻撃はその代表例である。

以下に、政府の各種会議等の指摘等を略記する。

①社会保障制度改革国民会議（平成25年4月22日／第10回）

「社会福祉法人こそ、経営の合理化、近代化が必要。大規模化や複数法人の連携を推進。加えて、社会福祉法人非課税扱いされているのに相応しい、国家や地域への貢献が求められるべき。低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組むべき。」

②日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（6月14日）

「質の高い介護サービスを安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。」

③規制改革実施計画閣議決定（6月14日）

「すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。」

「平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取り組みの状況について調査し、規制改革会議に報告する。（平成25年9月まで措置）」

「所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取り組みの状況について調査し、規制改革会議に報告する。（平成25年9月までに措置）」

④社会保障制度改革国民会議報告（8月6日）

「医療・介護サービスのネットワーク化を図るために競争よりも協調が必要であり、医療法人等が容易に再編・統合ができるよう制度の見直しを行うことが重要。」

「機能の分化・連携に資するよう、法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うこと

ができる道を開くよう制度改正を検討する必要。」

以上今年度に入ってからの動きを概観したが、社会福祉法人をめぐる状況から、今後の課題として、次の2つがあるものと考える。

1つは、財務諸表等の積極的な公表、ガバナンスの強化であり、もう一つが、社福軽減などに代表される社会・地域貢献の積極的な展開である。

即ち、特養等を安定した経営状態とした上で、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに応じた多様な取り組みを進めていくことは、公益性の高い社会福祉法人に求められている役割であり、経営能力やガバナンスの向上のためにも、財務諸表や今後の建て替え等を含めた事業計画などをホームページなどで積極的に公表し、社会福祉法人の財務状況や資金の使途について、透明性の向上に努めることが肝要である。さらに、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減などの社会貢献を行うことは、社会福祉事業の実施を任務とする社会福祉法人の本来使命であること。また、社福軽減を積極的に行い、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るなど、社会貢献・地域貢献が求められている。以上の2点を今後の課題と位置付ける。

II 輝きの会の歩んできた道

平成14年12月に発行したいきいきの郷「5周年記念誌」の中で、元理事の佐藤正一氏は、いきいきの郷の使命について次のように述べている。「これまでの社会福祉施設は、どちらかと言えば地域社会の中で閉鎖的傾向にあるといわれがちの施設の解放感と、さらなる施設と地域社会との相互理解と交流を深めることを目指したこの『いきいきの郷』は、画期的なものとして、衆目の期待を担ったものと肌に感じたものでした。と同時にソフト面での充実は欠かせないものであると期したことが思い出されます。」

このように、地域交流型総合福祉施設としてスタートした輝きの会は、地域交流を大きな使命としてスタートしたものと思われる。

地域福祉センターは、温泉と温水プールを備え、一般開放事業を通して地域交流の核として機能することが期待されましたが、利用者は伸び悩み、健康増進のための講習も水上安全講習と通年開催の親子水泳教室に留まっております。また、地域に開かれた施設の利点を活かして地域文化醸成の担い手として位置づけられている支援センターにおいても、わずかながらの配食サービスと町内会等と連携した介護者教室や栄養教室等の開催に留まっている。

一方、前法人（彩山会）は、法人設立時の各施設の事業の目的及び効果についてそれぞれ次のように明記している。

即ち、特別養護老人ホームの効果について、「高齢で介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らすことが可能となり、また近隣のお年寄りについては、ショートステイ、デイサービスを利用することにより活動的な日々を過ごすことが可能となる。」とし、また、地域福祉センターA型（当時）目的について、「地域住民の福祉ニーズに応じて、各種相談、入浴・給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作軽作業、ボランティアの養成及び各種福祉情報の提供等を行うことを目的とする。」としている。その効果については、「地域の方々の交流を深め、ボランティア活動の拠点とし、地域においてボランティア活動を活発化することが可能とな

る。」としている。

このような当初の目的・効果に基づき、前法人が地域住民に対して、壮大とも思われる構想を説明したことが、その後の輝きの会の事業運営内容との齟齬を生み、いまでも、地域住民から、強い期待を寄せられることがときよりある。しかし、なかなかその齟齬を埋めることができなくて今日に至っていることも事実である。

III 今、法人は何をすべきか

社会福祉法人をめぐる状況のもと、法人の課題として、財務諸表等の積極的な公表、ガバナンスの強化、社福軽減などに代表される社会・地域貢献の積極的な展開の2つを前述したが、それについて詳述する。

さて、全国社会福祉法人経営協議会は、平成23年7月に「アクションプラン2015」を発表し、会員法人に平成23年度から27年度までの中期行動計画を示し、さらに、平成25年、会員法人に対し以下の5つの取り組みを進めるよう発表した。

ア 経営情報の公開

イ 利用者、家族、地域住民等の社会福祉法人に対する理解促進の取り組み

ウ 公益的取組の推進

エ サービスの質の向上

オ トータルな人材マネジメントの実施

以下に、上記の取り組みを踏まえながら2つの課題について、少し詳しく述べることとする。

1 財務諸表等の積極的な公表、ガバナンスの強化

①財務諸表等の積極的な公表

現在、法人広報誌「いきいきの風」に掲載し、利害関係者からの閲覧請求に対していつでも応えられるような体制ではあるが、この度ホームページを開設したのに合わせ、財務諸表及び事業計画等を積極的に公表し、経営情報の公開に努めてまいります。

また、法人が永続的に事業を継続するために必要な再生産可能利益を明確化し、それを超える収支差額を新たな事業への必要なコストとして自主財源化する考え方を明確化してまいります。

②ガバナンスの強化

法人経営の透明性・公益性を確保するため、法人の中・長期経営計画についてホームページを通じて公表してまいります。更に、外部監査の導入を検討します。

また、理事会・評議員会の議事録も積極的に公表しガバナンスの強化に努めてまいります。さらに、福祉事業の継続性を確保するための法人経営基盤の確保のための人材養成は、喫緊の課題であるので、職員の採用・定着・育成、待遇向上に努めます。

2 社会・地域貢献の積極的展開

①サービスの質の向上

第三者評価の受審を通じサービスの質の検証を行うとともに、公表することによる

さらなる質の向上に向けた職員意識の高揚を図ります。

また、民間事業所との競争にも伍して戦える福祉のスペシャリストの養成をさらに強化し、人的資源の強化を図ります。

②公益的取組の推進

社福軽減をはじめとした低所得者減免の実施を的確に実施するとともに、生活困窮者の生活支援など地域の福祉増進に向けた実践に取り組みます。

さらに、少子高齢化、地域コミュニティの脆弱化などに伴う新たな社会問題に対処するためのセーフティーネットとしての機能を果たすべくその可能性を探ります。

併せて、地域の民生児童委員・福祉協力員と連携し、独自の事業展開の可能性を探り実施します。

③利用者、家族、地域住民等の法人に対する理解促進

利用者、家族に対する一層の情報提供に努め、処遇の現場が見える情報づくりを目指します。また、温泉・プール・体育館・研修室・A T M・ゲートボール場、その他の施設の利用を通じた研修事業、相談事業等の各種事業・行事を展開すると同時に、地域の声を的確にとらえるための組織づくりも、急ぎ取り組みます。これら事業等を推進し地域住民と共に歩む法人を作り、法人に対する理解の促進に努めます。

IV 具体的取組み 中期行動計画（平成26年度～平成30年度）

1 事務局

- ①新たな運営方針のもと、組織体制の機能強化と充実を図り、職員の相互信頼の確保に努める
- ②新会計基準に拠り、健全化の早期実現を図る
- ③適材適所による、ワーク・ライフ・バランスに配慮された職場の確立を図る
- ④施設設備の更新計画を財務計画とリンクさせて確定し、それに基づく確実な実施を図る

2 特別養護老人ホームいきいきの郷（「老人短期入所事業」を含む）

- ①生活困窮者への援助の積極的推進
 - ・利用者負担軽減制度等を活用する
　　入所の相談・申込み時等をとらえて制度の説明をする
- ②質の高い福祉サービスの提供
 - ・第三者評価事業を受審する（平成26年度）
 - ・専門的な福祉の知識・技術の取得に努め、介護技術の向上を目指す
- ③医療との連携
 - ・特養の入所条件の見直しに伴う重度者の増加に対し、看護体制の充実を図る
　　看護師及び静養室の充実（平成30年度まで）
- ④経営の健全化
 - ・入所待機者の確保に努める

隨時、入所待機者の方へ情報提供をする

⑤人材の充実

- ・研修体制の充実を図る
- ・キャリアアップの確立を図る

⑥施設整備の計画的推進

- ・居室環境の整備を図る

⑦職場環境の整備・改善

- ・腰痛予防対策として介護リフトを導入する（平成26年度）
- ・休憩スペースの充実を図る（平成27年度まで）

3 障害者支援施設いきいきの郷（「障害者短期入所事業」を含む）

①障害者総合支援法への対応（平成26年度まで）

- ・平成27年度報酬改定に向けた検証と対応
- ・難病患者等への対象拡大、障害支援区分の導入に関する検証と対応

②市町村障害福祉計画に関するニーズの把握を行いサービス提供体制の計画的な確保に努める（平成27年度まで）

③相談支援事業所の設置（平成26年度まで）

④障害の特性に合った介護と医療的ケアの提供機能を確保するため、介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）体制整備を行う（平成28年度まで）

⑤生活介護の土日の利用ニーズの高まりによる365日営業の実施

（平成27年度まで）

⑥施設入所者の個々人の自己決定や意思に沿った生活保障という点において「権利」を保証する暮らしの場となるよう努める（平成30年度まで）

⑦浴室改修と入浴設備更新（平成30年度まで）

4 軽費老人ホーム（ケアハウス）いきいきの郷

①生活困窮者への援助の積極的推進

- ・利用者負担軽減を図る
- ・生活保護の方の入所を進める

②質の高い福祉サービスの提供

- ・利用者の満足度の向上を図る

③経営の健全化

- ・入居者及び待機者の確保に努める

④施設整備の計画的推進

- ・談話室等の交流スペースの充実を図る（平成28年度）

⑤地域貢献活動の推進

- ・ケアハウスの施設を利用して地域交流を図る

5 老人デイサービス事業

① 質の高い在宅サービスの提供

平成26年度～平成30年度まで

- ・自立支援の介護を提供すべく介護力の向上を図り、より専門性の高いサービスを提供を図る。
- ・人材の確保、人材の育成を積極的に行う
- ・第三者評価の受審

②人材の育成

- ・職員の研修、教育体制の充実

平成26年度：山形県職員研修指導者研修参加

(平成28年度まで継続し2名の受講)

平成27年度：ロフォオス職員研修指導者研修参加

(平成30年度まで隔年で継続し2名の受講)

- ・ワークライフバランスに配慮した業務の効果、効率について検証し改善を図る
- 平成26年度：勤務状況に関する調査のための準備期間
- 平成27年度～平成28年度：勤務状況等についての職員調査（アンケート）
の実施及び集計、分析

③経営の健全化を図る

- ・地域への情報の発信を行い安定した利用者の確保を図る

平成26年度以降：毎月発行のデイの広報紙を通じ地域への介護情報の提供
を図る

平成26年度：家族介護者教室を拡大し、地域（大郷地区）に対し参加者の
募集を行う（年1回）

平成27年度：介護者教室開催対象地域を大郷地区のほか明治地区へ拡大し
行う

平成26年度：デイ独自のパンフレットの作成、及び地域内クリニック等医
療機関へのパンフレットの設置依頼

平成28年度：毎月の広報紙活用についての状況を把握し、継続についての
検討を行う（モニタリング）

平成29年度：モニタリングを踏まえ、情報提供の方法の継続等についての
検討を行う

④環境の整備

- ・介護時の腰痛緩和対応のための電動ベッドの導入

平成26年度～平成27年度：各1台

- ・車いすで活動しやすいトイレの設備更新

平成26年度：各トイレへの手すりの設置

平成27年度まで：男女トイレの洗面台の車椅子対応型への改修

平成27年度まで：女性トイレ1機分の車椅子対応への改修

- ・入浴設備の更新

平成27年度以降：機械浴の更新と増設

- ・デイルームにおける和める雰囲気の環境づくり

平成28年度～平成29年度：和風かつ家庭的な雰囲気等演出のためのリフ
ォームのための情報収集

- ・平成30年度：和風な設え等のデイルームへのリフォーム実施

(デイルームの保温のための障子等の取り入れ)

⑤専門知識を生かした地域貢献への取り組み

- ・認知症サポーターの養成

平成26年度～平成27年度：職員のサポーター養成

(事業所内の研修の実施)

平成26年度～平成27年度：大郷地区及び明治地区を対象とした研修会の
実施（年1回）

平成26年度～平成28年度：認知症キャラバンメイトの養成

(山形県の認知症キャラバンメイト養成研
修受講実施、毎年各1名受講)

- ・認知症についての情報提供

平成26年度：認知症サポーター養成講座の開催（以降毎年開催）

(家族を含め地域の方への情報提供の場の設置)

6 老人居宅介護等事業

① 質の高い在宅サービスの提供

- ・自立支援のための介護が提供できるよう介護力の向上を図り、より専門性の高い
サービスの提供を行う

平成26年度：山形県等実施のヘルパー研修及び専門研修の受講

平成26年度～平成28年度：利用者満足度および居宅介護支援事業所へのア
ンケートの実施及び分析

平成28年度：満足度調査等についてのあり方及び継続への検討

平成26年度～平成30年度まで：第三者評価の受審

②人材の育成

- ・職員の研修、教育体制の充実

平成26年度～平成30年度：山形県及び他の専門機関の研修への随時参加

平成26年度：職員育成を含む実務に関する手順書等マニュアル作成

平成27年度～平成28年度：研修制度の体制の確立

- ・ワークライフバランスに配慮した業務の効果、効率について検証し改善する

平成27年度～平成28年度：時間外勤務を含む会議等の事態の把握

平成26年度～平成27年度：登録ヘルパー等の活用の検討

平成28年度～平成30年度：勤務体制の検討及び効率的な人員体制の確立

③経営の健全化を図る

- ・地域や関係事業所への情報の発信を行い安定した利用者の確保を図る

平成26年度：近隣病院地域連携室との関係作り

平成26年度：大郷地区福祉協力員との交流会の開催

- ・自由契約の実施についての検討

平成26年度：ニーズの把握

平成27年度まで：自由契約の実施

④専門知識を生かした地域貢献への取り組み

- ・認知症や介護についての情報提供

平成26年度：大郷地区及び明治地区での出前介護相談の実施
平成26年度～平成30年：毎年地区を変更し、年に両地区各1回の相談会開催
平成27年度：出前介護相談会についてのあり方についての検討を行う
(回数や場所の検討や回数の増加など)

7 障害福祉サービス事業（障害者居宅介護事業）

①質の高い在宅サービスの提供

- ・自立支援の介護を提供すべく介護力の向上を図り、より専門性の高いサービスの提供を行う

平成26年度：山形県等実施のヘルパー研修及び専門研修の受講

平成26年度～平成30年度：利用者満足度についてのアンケートの実施及び分析

平成28年度：満足度調査についてのあり方及び継続への検討

平成26年度～平成30年度まで：第三者評価の受審

②人材の育成

- ・職員の研修、教育体制の充実

平成26年度～平成30年度：山形県及び他の専門機関の研修への随時参加

平成26年度：職員育成を含む実務に関する手順書等マニュアル作成

平成27年度～平成28年度：研修制度の体制の確立

- ・ワークライフバランスに配慮した業務の効果、効率について検証し改善する

平成27年度～平成28年度：時間外勤務を含む会議等の事態の把握

平成26年度～平成27年度：登録ヘルパー等の活用の検討

平成28年度～平成30年度：勤務体制の検討及び効率的な人員体制の確立

③経営の健全化を図る

- ・利用者確保のための地域や関係事業所への情報の発信

平成26年度：近隣病院地域連携室との関係作り

平成26年度：大郷地区福祉協力員との交流会の開催

④専門知識を生かした地域貢献への取り組み

- ・認知症や介護についての情報提供

平成26年度：大郷地区及び西中野等地区、明治（1地区）地区での出前介護相談の実施

平成26年度～平成30年：毎年地区を変更し、年に両地区各1回相談会を実施

平成27年度まで：出前介護相談会についてのあり方についての検討を行う

(回数や場所の増加を図る)

8 地域福祉センターいきいきの郷

①利用率向上を図る

- ・ホームページを活用し、情報発信する（平成26年度まで）

- ・看板の設置（平成26年度まで）

- ・新規イベント（利用者サービス）の実施（平成27年度まで）

※営業日：毎年、営業日が誕生日の利用者に無料サービス
(温泉・温水プール)

※営業日：毎月 19 日を 19 歳の温泉利用者に対し温水プールを無料にする
サービス

※営業日：毎日 19 時以降の 20 代女性客の温泉利用者に限り、温水プール
利用料金を無料にするサービス

②温泉の利用法の検討

- ・入浴用以外の活用法の模索（平成 27 年度まで）

※温泉水販売の検討

③施設リニューアルの検討

- ・入浴施設・温水プール施設の補修、改修（平成 30 年度まで）

- ・各濾過機等の設備補修、改修、更新（平成 28 年度まで）

④利用料金の検証

- ・消費税改定及び周辺施設に合わせた料金の適正化（平成 27 年度まで）

⑤営業の継続についての検討（平成 27 年度まで）

9 居宅介護支援事業

① 専門性を活かした質の高い在宅サービスの情報提供

- ・情報提供の場の設置

平成 26 年度～：情報の掲示やホームページの活用

- ・介護相談の実施

平成 26 年度：大郷地区及び中野地区方面での出前講座の実施（情報提供）

平成 27 年度：明治地区での出前講座の実施（情報提供）

平成 28 年度～：大郷地区及び明治地区での小規模な出前相談所の実施
(情報提供)

②人材の育成

- ・職員の研修、教育体制の充実

平成 26 年度：職場研修制度の研修の受講（中央福祉学院・山形県）

平成 28 年度まで：中央福祉学院サービス管理研修の受講
(総括主任及び管理者等)

平成 27 年度まで：研修体制のシステム作り

平成 28 年度まで：研修体制の確立

- ・専門職としての自己実現できるキャリア形成の基盤づくり

平成 26 年度～平成 30 年度まで（隔年 1 名）

：山形県スーパービジョン研修受講

平成 26 年度：介護支援専門員全国研究大会への参加
(平成 27 年度以降は再度検討する)

平成 27 年度～平成 30 年度まで（隔年 1 名）

：中央福祉学院スーパービジョン研修 I 又は II の受講

平成 26 年度～平成 30 年度まで：実務者専門研修の受講（随時）

③経営の安定化を図る

- ・専門職の後継者育成
平成27年度から：若手の起用を含むケアマネジャー1名増強
 - ・地域との情報交換の場の提供
平成26年度～平成30年度まで：民生委員児童委員との懇談会の実施
平成27年度～平成30年度まで：福祉協力員との懇談会の実施
- ④専門知識を生かした地域貢献への取り組み
- ・認知症や介護についての情報発信
平成26年度：認知症サポーター養成講座の受講
平成27年度～平成30年度まで：認知症キャラバンメイト養成研修受講
 - ・認知症に特化した介護相談の実施
平成27年度～平成28年度
：大郷地区及び明治地区において年一箇所の地区集会所における相談会の実施（以降毎年地域を変え継続）
平成29年度：上記相談会のあり方の検討（モニタリング）
平成30年度：検討を受けての相談事業の再構築を行う

10 支援センター

- ①専門性を活かした質の高い介護情報の提供
- ・栄養や介護・健康等についての情報提供の場の提供
平成26年度～平成28年度まで
：大郷地区に加え明治地区での栄養講座（介護食）等の実施
平成28年度：栄養講座のあり方のモニタリングを実施し再検討を行う
 - ・栄養相談の実施
平成26年度～平成28年度まで
：大郷及び明治地区の地区集会所等での出前講座の実施
平成28年度：出前講座のあり方のモニタリングを実施し再検討を行う
- ②人材の育成
- ・職員の研修、教育体制の充実
平成26年度～平成30年度まで：山形県職場研修制度の研修の受講
（隔年1名）
平成26年度～平成27年度まで：中央福祉学院職員研修制度の研修の受講
（室長級）
平成27年度～平成29年度まで：中央福祉学院サービス管理研修受講
（室長級）
平成26年度～平成28年度まで：認知症サポーター養成講座受講
 - ・専門職としての自己実現できるキャリア形成の基盤づくり
平成27年度～平成30年度：山形県スーパービジョン研修受講（隔年1名）
- ③専門知識を生かした地域貢献への取り組み
- ・認知症や介護についての情報提供や各事業所との調整等
平成26年度～平成30年度まで：認知症サポーター養成講座の開催
（施設及び出前講座の実施）

平成 27 年度～平成 30 年度まで：認知症の方への食事摂取介助方法や食事形態の研修会開催

平成 28 年度：各研修会の実施方法に対するモニタリングと再検討

平成 26 年度～平成 30 年度まで：大郷及び明治地区福祉協力員との交流懇談会の実施

④地域と連携した新規事業の開発

- ・介護相談、介護食や離乳食等の情報提供

平成 27 年度まで：離乳食や障害児等の食事に関するニーズの把握

平成 28 年度まで：乳幼児や障害児への食事対応への研修会の実施

平成 27 年度～平成 30 年度まで：乳幼児、障害児の食事対応への相談会の実施

- ・セーフティネットワークの構築（配食弁当の自主事業化等）

平成 26 年度：自由契約の配食弁当のニーズの把握及び実施の検討

平成 27 年度まで：自由契約での配食弁当の実施

Ⅴ 具体的取組 長期行動計画（平成 26 年度～平成 37 年度）

1 事務局

①地域と連携した事業を複数立ち上げる

②ホームページを活用した、地域活動支援を行う

③地域の福祉関係組織との連携体制を確立し、併せて連携組織の強化に取り組む

2 特別養護老人ホームいきいきの郷（「老人短期入所事業」を含む）

①認知症ケアの充実

・専門性を磨いた特養の認知症介護力の充実を更に図る

②看取りケアの充実

・重度入所者の増加に伴い、看取り介護の体制強化を図る

3 障害者支援施設いきいきの郷（「障害者短期入所事業」を含む）

入所者の高齢化・重度化も見据えつつ、居住の支援等在り方について検討する

4 軽費老人ホーム（ケアハウス）いきいきの郷

特定施設入居者生活介護サービス及びグループホームの設置等を検討する

5 老人デイサービス事業

① 認知症対応型デイサービスの開設

平成 26 年度：平成 27 年度介護保険法改正に伴う情報の入手及び要支援者への対応についての検討や山形市への委託事業等対応の働きかけ

平成 27 年度：介護保険法改正の分析と今後の対応についての検討

平成 28 年度～平成 30 年度まで：認知症対応型デイサービス等の設置計画検討

平成30年度以降：認知症対応型デイサービス等の設置

② 認知症相談事業の立ち上げ

平成28年度まで：平成27年度介護保険法改正に伴う認知症に対する国の施策対応への検討

平成33年度まで：認知症相談事業等の設置

③ 通所介護事業の時間延長を含む対応時間の変更や小規模型居宅介護事業所への移行などの検討を行う

平成35年度まで：小規模型居宅介護事業等設置の検討及び設置

6 老人居宅介護等事業

① 事業の安定化の促進

平成26年度：平成27年度の介護保険法改正についての検証

平成27年度まで：サテライト設置についてのニーズの把握

② サテライトの設置

平成28年度～平成29年度まで：サテライト設置についての検討

平成30年度～平成33年度まで：サテライトの設置および事業拡大の実施等
(小規模多機能型居宅介護事業所を含む)

7 障害福祉サービス事業（障害者居宅介護事業）

① 事業の安定化の促進

平成27年度まで：サテライト設置についてのニーズの把握

② サテライトの設置

平成28年度～平成29年度：サテライト設置についての検討

平成30年度～平成33年度まで：サテライトの設置

8 地域福祉センターいきいきの郷

① 営業継続の検討（平成35年度まで）

9 居宅介護支援事業

① 繼続した専門職の育成

平成27年度～：介護支援専門員の1名増員を行う（以降随時）

平成28年度～：職員の交代に伴う各種研修の実施

平成32年度～：主任ケアマネジャー養成講座の受講

（専任5年経験者への実施）

② 第2事業所の設置への模索

平成32年度まで：第2事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所設置の検討

平成35年度まで：準備および実施

10 支援センター

① 事業の安定化の促進

平成26年度～：成安地区子育てサロンへの支援の継続

平成30年度～：他地区の子育てサロン等への支援の開発

平成26年度～：各事業所の地区内での相談会や研修会への協力

平成32年度まで：配食弁当のあり方の検討及び拡大の実施

②調理実習室の設置

平成27年度～平成30年度：調理実習室の設置への検討

平成31年度～平成32年度まで：調理実習室の設置

平成32年度～：調理実習室を利用しての地域への情報提供や研修会の実施

VI おわりに

2025年問題は、今になって出現した問題ではないのにも拘らず、国の最大の問題の一つと位置付けられている。後期高齢者人口が増え続け、団塊の世代がそれに達する2025年。全国屈指の高齢県である山形県は、2025年を待たずに後期高齢者人口未経験の高率に達するといわれている。そのためこの計画は、長期計画の目標年度を2025年度としたものの、予想を超えた速さで高齢化は来ることが想定される。

本法人が、それまでに法人としての地歩をさらに固め、地域の人々からなくてはならない存在として、今以上の期待と信頼を獲得し、「おらほの法人・おらほの施設・おらほのいきいきの郷」と当たり前のように言っていただけるようになるとの願いと確信をもって、計画の実施に努めてまいります。

平成12年4月1日にスタートした介護保険制度も間もなく15年。在宅介護へ大きく舵が切られつつある今、地域にあって地域と共に歩む施設をめざし、「有って良かった。」と、地域の誰からも言われる法人を、職員全員で目指してまいります。

最後に、身近に迫る超高齢化時代を中心とした計画であります。社会福祉法人の原点である「援助を要する人を支えた慈善事業・社会事業の時代の熱い思い、先駆性・独創性に満ちた事業の探索を通しての今日的課題を先取りし続けること」を計画の核心として進めてまいります。

いきいきの郷 建築物、電気・機械設備等の更新について(中長期計画)

中期計画:5年後完成が目標 長期計画:10年後完成が目標

優先ランク:A(1~3年後を目途に実施が必要) B(4~5年後を目途に実施が必要) C(6~10年後を目途に実施が必要)

計画	優先ランク	建築物関連	状況	改修等の方向性	概算費用
中期	A (1~3年)	施設建物外壁補修塗装工事	外壁塗装のクラック、汚損、欠落が発生している。建築物の耐用年数を長くするためコンクリート(鉄筋)保護が重要なので早期に実施する必要がある。	建築面積から、多額の費用が掛ることを考慮して工事期間を複数年にして費用の分散をはかり実施を図る。	1億~1億2千万円
中期	B (4~5年)	施設屋上防水改修工事	ビニールシート防水の接着劣化とケアハウス2階アスファルト防水のコンクリート劣化等、老朽化している。防水切れによる水漏れ被害を防ぐためまた建築物の耐用年数を長くするためにも実施を図る必要がある。	部分補修で改修する方法もあるが、防水ビニールの素材硬化が起こった場合は全面張替えとなる。アスファルト防水の場合は、保護コンクリートの打ち替えは全面行う必要がある。	1000万円
長期	C (6~10年)	2、3、4階 居室内壁改修	腰壁部分のクロス、石膏ボードの破損が顕著に見えるため、腰壁の板張り化等の改修が必要である。		1室20万円
中期	B (4~5年)	駐車場アスファルト改修工事	現状の浸透式アスファルトが劣化して、陥没等による水溜りができる。また、排水能力が不十分のため豪雨が発生した場合、水溜りが全面におよぶ時があり改修が必要である。	ケアハウス側については、アスファルトの補修と合わせて排水溝の補修と排水管の改修が必要となる。	本館側:800万円 ケア側:300万円
長期	C (10年~)	新建屋建築(全面改修)平成44年	築後35年以降を見据え新建屋の建設計画をたてる。		40億円

	優先ランク	電気・機械設備関連	状況	改修等の方向性	概算費用
中期	A (1~3年)	温水ボイラー2台	平成8年から稼働中であるが、操作盤等(電気計装系)の老朽化が顕著であるため更新が必要となっている。また、旧型設備であるため燃料消費が多い点も考慮が必要である。	ボイラーチャンバーの配管加工などが必要なため2台同時入れ替えとなる。LPGガスの消費量を抑えため、必要な給湯能力を備えた内で省エネタイプの機種選定が必要である。	3500万円 (補助金対象となる場合がある。)
中期	B (4~5年)	GHP室外機(5台)	フロン規制を受けているタイプのため、室内機の交換が必要な物がある。		2000万円 (1台200万~300万円)
中期	A (1~3年)	館内ナースコール設備	各階の介護員室にある監視盤の不具合が発生している。また、居室の発信盤は現在製造されないため故障復旧に時間を要している。	監視盤の設置法等を考慮して工事金額を下げる。(PHSの配置の見直し、PCモニター等)	1000万円
中期	B (4~5年)	館内ファンコイル	保温の密度低下による冷房使用期の結露を原因とする天井材の欠損箇所が見られている。また、経年劣化によるファンモーター不具合個所、稼働時間からラジエーター汚れによる暖冷房効率の低下があり、総合的なメンテナンスが必要な時期である。	天井ボードに結露による欠損が起きているところは早急に改修が必要である。その他は、居室をメインに複数年で改修を進めていく。	1台30,000円
中期	B (4~5年)	電力設備(受電・変圧器)	耐用年数約20年(平成29年)をめどに更新が必要となってくる。(変圧器については、省エネタイプが主流となっている。)	更新する場合、全館停電となるので停電時の事業運営に配慮が必要となる。	1000万円

	優先ランク	介護用品・車両関連	状況	改修等の方向性	概算費用
中期	B (4~5年)	機械浴槽2台			1台700万円
中期	B (4~5年)	業務用洗濯機2台	平成9年4月から使用開始、電気計装系が故障した場合は復旧に時間が費やされ事業運営に影響がでる。	使用年数から故障部品等の供給に時間を要するため、事業運営を優先した場合は更新が必要となる。	1台300万円
中期	B (4~5年)	業務用乾燥機2台			1台300万円
中期	B (4~5年)	汚染用洗濯機			200万円
中期	A (1~3年)	マイクロバス1台	リエッセ: 平成9年11月、203,922Km(12月現在)登録年度、走行距離から更新の時期が来ている。 (シビリアン: 25年12月売却処分)	マイクロバスは平成9年度初登録から16年使用しているところです。介護保険法、障害者自立支援法等の制度改定に伴う事業所等の運営に合わせて、稼働状況が導入時と大幅に変更され稼働率が上がりらず、経費面また機動性等を考慮すれば普通車両への切り替えが必要である。	マイクロバス: 900万円 リフト付き普通車: 1台500万円
中期	A (1~3年)	送迎車両	平成11年度登録: 軽(車いす)車両1台 平成15年度登録: リフト車1台	公募型の補助金を活用して更新を図っていく。	軽160万円 普通リフト車500万円

<参考>

更新した主な設備等	名称	実施年度等	備考	概算費用
	冷暖房設備(冷温水発生機)	平成24年度更新工事完了	SII補助金を受けて実施	6300万円
	MDF設備(内線電話交換機)	平成23年度更新工事完了	NTTリース	700万円
	送迎車両	H21年2台(日本財団補助)、H22年2台(日本財団補助)、H23年2台(リース)、H22年2台(軽自リース)、H24年3台(軽自リース)	補助金による更新車両4台、リース車両7台	

いきいきの郷 建築物、電気・機械設備等の更新について(中長期計画)

中期計画:5年後完成が目標 長期計画:10年後完成が目標

優先ランク:A(1~3年後を中途に実施が必要) B(4~5年後を中途に実施が必要) C(6~10年後を中途に実施が必要)

計画	優先ランク	種別	平成年度												建築物 外壁修繕塗装工事	建築物 屋上防水改修工事	2、3、4階 居室内壁改修	駐車場アスファルト改修工事	新建屋建築(全面改修) 平成44年	温水ドライ—2台	温水ドライ—2台	機械浴槽2台	業務用洗濯機2台	業務用乾燥機2台	汚染用洗濯機	マイクロバス1台	送迎車両等
			26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37													
中期	A (1~3年)	建築物 外壁修繕塗装工事	経過年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
中期	B (4~5年)	建築物 外壁修繕塗装工事	建築後年数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36				
長期	C (6~10)	建築物 外壁修繕塗装工事																									
中期	B (4~5年)	建築物 外壁修繕塗装工事																									
長期	C (10年~)	建築物 外壁修繕塗装工事																									
中期	A (1~3年)	電気・機械設備	電気・機械設備	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	電気・機械設備	電気・機械設備	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	A (1~3年)	館内ナースコール設備	館内ナースコール設備	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	館内ナースコール設備	館内ナースコール設備	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	電力設備(受電・変圧器)	電力設備(受電・変圧器)	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	機械浴槽2台	機械浴槽2台	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	業務用洗濯機2台	業務用洗濯機2台	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	B (4~5年)	業務用乾燥機2台	業務用乾燥機2台	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	A (1~3年)	汚染用洗濯機	汚染用洗濯機	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	A (1~3年)	マイクロバス1台	マイクロバス1台	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		
中期	A (1~3年)	送迎車両等	送迎車両等	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連	連		

